

事務権限の配分等についての提案

国・都道府県から都市への事務権限の移譲

* 事務権限移譲に当たっての人員・組織体制の構築及び財源についての十分な措置が講じられることを前提として提案するものである。

* : 現行

: 今回の提案

(さらに対象範囲を拡大すべきとの意見もあるが、現段階で全国市長会として一応の意見調整ができていている部分までを示した。)

[事務事業名]

1 市域内で完結する医療法人の設立許可等

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

平成9年4月から、診療所・助産所の開設許可等の事務が保健所設置市まで移譲されており、統一的な医療行政を展開するため、その診療所等を開設する医療法人についても設立許可等の事務を移譲すべきである。

設立等に関する具体的基準の相違に関する懸念については、国がより詳細な標準的基準を示して徹底することにより、全国的に均衡のとれた医療提供体制の確保は可能である。

都道府県医療審議会の意見聴取の取扱いについては、指定都市・中核市に設置を義務付ける方向で法改正するとともに、都道府県との緊密な連絡調整を図るなどによりクリアできる。

《根拠法令》

医療法第44条、第45条、第46条の2、第46条の3、第47条、第50条、第51条、第55条、第56条、第57条、第63条、第64条、第64条の2、第65条、第67条

2 病院の開設・変更等の許可等

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

平成9年4月から、医療法、薬事法が改正され、診療所の開設許可や医療品販売業の許可事務は保健所政令市長等に移管されたが、部分的な移管では一体的な地域保健・医療行政の推進が不可能である。

医療計画上の医療圏域（第2次）ごとの病床数の総量規制の関係については、都道府県に対する事前協議制度等のシステムを確立することで対応可能である（第2次医療圏が特定市だけの単独圏域については、医療計画上問題なし。）

《根拠法令》

医療法第7条、第7条の2、第9条、第12条、第16条、第18条、第21条、第24条、第27条、第28条、第29条、第30条

3 介護老人保健施設の開設許可等

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

介護老人保健施設の設備、運営等の基準を的確に把握でき、開設許可時点から現状に即した指導ができる。また、市域を超えた調整等のルール作りは必要であるが、都道府県への進達事務が省略できることから、事務処理期間が短縮できる。

社会福祉施設整備計画の達成がスムーズとなり、地域的なバランスを考慮した施設整備ができる。

《根拠法令》

介護保険法第94条第1項、第95条、第98条、第99条、第101条、第102条、第103条、第104条

4 特別養護老人ホームにおける施設の規模、機能、運営等についての基準の決定

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

住民と密接な関係にある市に権限が移譲された方が合理的であり、一定以上の市においては十分処理が可能である。

特別養護老人ホームの施設の規模、運営等の基準は国が一律に定めることとされており、都市部においては現状の基準では立地が困難な状況であることから、おおまかな基本方針は法令に留保するとしても、地域の実情に応じておおまかな基準を決定できるようにすべきである。

《根拠法令》

老人福祉法第 17 条

5 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置認可、監督等

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置に当たり、市は市町村老人福祉計画の整備目標に合致しているかの判断を行い、この判断に基づき県が認可事務を行っているので、特例市において十分対応することができる。

《根拠法令》

老人福祉法第 15 条、第 15 条の 2、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 34 条、同法施行令第 7 条、地方自治法施行令第 174 条の 31 の 2、第 174 条の 49 の 10（この法令各条文に基づき中核市が行うこととされている事務）

6 生活衛生対策に関わる権限の包括的移譲

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

指定都市等が営業許可、監視指導を行う一方、知事が営業施設の基準を定めるなど、指定都市等の権限が制限されているため、事務の効率化や地域の状況にあった施策展開に支障を来している。

新しい営業形態が出てきたときに、独自で速やかに基準の改正等の対応が可能になる。

《根拠法令》

旅館業法第3条、第4条第2項、第5条、公衆浴場法第2条、第3条、食品衛生法第20条、興業場法第2条、第3条、理容師法第8条、第12条、美容師法第8条、第13条、クリーニング業法第3条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2、第12条の4、第12条の5、狂犬病予防法第8条第2項、第3項

7 薬局開設の許可及び休業止届出受理、医療用具販売業届出受理等

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

薬事衛生行政については、薬局の開設許可は都道府県、一般販売業、特例販売業の許可は保健所設置市となっており、監督官庁がひとつの行政区域に2ヵ所(県・市)あることは市民にとってわかりづらく、また、窓口の一本化により相談・事務手続き・審査等が円滑に行うことができる。

権限移譲により薬局や医薬品一般販売業に対して、統一的・効率的な取締りが実施できるとともに医薬分業の推進や薬事衛生思想の啓発に当たり一体的な指導ができる。

《根拠法令》

薬事法第5条、第10条、第26条、第28条、第30条、第31条、第32条、第39条、第40条、第72条、第72条の2、第73条、第75条、第76条

8 墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

* 一部の事務については保健所設置市の事務とされている。

《移譲の理由》

住民生活に密接に関わりのある事務であり、風俗習慣、宗教活動、地理的条件等地域の実情に応じた対応が可能となる。

立入検査等に係る専門職員の配置については、都道府県の保健所をはじめ保健所設置市との調整を図ることとする。

《根拠法令》

墓地、埋葬等に関する法律第 10 条、第 18 条、第 19 条、第 19 条の 2、第 19 条の 3 地方自治法施行令第 174 条の 35、第 174 条の 49 の 14

9 民生委員の委嘱

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

地域の実情に応じてより柔軟に委員の選任ができるようになるとともに、国との間における事務連絡や報告等の事務負担の軽減が図られる。

現在、委嘱状と退任委員への感謝状は市長名と厚生労働大臣名のものを 2 通出しており、移譲されることにより 1 通となることから事務の効率化が図られる。

《根拠法令》

民生委員法第 5 条

10 民生委員の定数の決定、推薦

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

民生委員の定数については、一定のルールと地域の実情等を総合的に検討し、現実の定数案は市が策定していることから、地域の実情を把握している市で決定することが望ましい。

民生委員活動は、地域住民の日常生活と密着しており、その候補者については、市町村の民生委員推薦会が十分な調査等を行い審査していることから、地方社会福祉審議会への諮問を経なくとも可能である。

《根拠法令》

民生委員法第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 11 条、第 29 条、同法施行令第 12 条、地方自治法施行令第 174 条の 27、第 174 条の 49 の 3

11 民生委員協議会の区域の設定

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

現在でもほぼ市町村の意見どおり決定がなされており、各市町村の福祉施策との連携も含め地域の実情を把握している市町村が行った方が適切である。

事務処理時間の大幅な短縮が図られる。

《根拠法令》

民生委員法第 20 条第 1 項、第 29 条、同法施行令第 12 条、地方自治法施行令第 174 条の 27 第 2 項、第 174 条の 49 の 3 第 2 項

12 特定児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所)の設置認可等

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

身近な住民サービスの分野についての事務は市が行うことが適当であり、また、当該事務を移譲することにより迅速な処理ができる。児童福祉法の規定による母子生活支援や児童保育等の責任は市にあるが、特定児童福祉施設の設置については県の認可が必要となっていることから、権限が移譲されることにより、責任の所在を明確にし、より適切な児童福祉行政の展開を図ることができる。

《根拠法令》

児童福祉法第 35 条第 4 項、第 7 項、第 46 条、第 58 条、第 59 条、同法施行令第 18 条の 3、地方自治法施行令第 174 条の 26、第 174 条の 49 の 2

13 母子相談員の委嘱、母子・寡婦福祉資金の貸付

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

市民にとって窓口が身近になり、利便性の向上に繋がるものである。また、母子福祉施策と一体的に取り組むことが可能となる。市に移譲されることにより母子・寡婦福祉資金の貸付の早期決定が図られる。

《根拠法令》

母子及び寡婦福祉法第 7 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 19 条の 2、第 19 条の 5、第 19 条の 6、第 23 条、同法施行令第 36 条、地方自治法施行令第 174 条の 31、第 174 条の 49 の 9

14 身体障害者手帳の交付

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

市において対応することが十分可能であり、申請から交付までのスピードアップが図られるとともに、市民の利便性が向上する。

《根拠法令》

身体障害者福祉法第 15 条、第 16 条、第 43 条の 2、同法施行令第 4 条、第 11 条、地方自治法施行令第 174 条の 28、第 174 条の 49 の 4

15 未熟児の訪問指導等

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

* 保健所設置市にも移譲されている。

《移譲の理由》

未熟児は県、指定都市、中核市、保健所設置市が、新生児は市町村が訪問指導を行うこととなっているが、乳幼児期の継続的な指導を考えるのならば、市が行った方が合理的である。

《根拠法令》

母子保健法第 11 条、第 19 条、第 20 条、第 26 条、同法施行令第 3 条、児童福祉法第 20 条、地方自治法施行令第 174 条の 31 の 3、第 174 条の 49 の 11

16 小・中学校の教科用図書採択地区の設定

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

教科用図書は教科の主たる教材に供されるものであり、小中学校の設置主体において単独の採択地区が設定できるようになると独自の採択ができ、特色のある教育課程の編成や事務の効率化を図ることができる。

《根拠法令》

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条、第16条

17 県費負担教職員の任免、給与の決定、休職及び懲戒

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

服務監督権が市にあり、その延長上に懲戒の必要性が生じる場合が多いので、懲戒権の一部を市に移譲する必要がある。

市の独自性や課題、地域の実情にあった採用、配置が可能となり、円滑できめ細やかな事務が期待できる。

《根拠法令》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第40条、第42条、第58条

18 義務教育諸学校における学級編制の基準の決定、学級編制に当たっての県の教育委員会への協議同意制の廃止、県費負担教職員の定数、給与その他の勤務条件に係る条例の制定

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

* 本事務権限の移譲に当たっては、このための財源措置として道府県税から市税への税源移譲が同時に行われることが前提である。

《移譲の理由》

各学校の事情に対応した教職員の配置など主体的な教育行政を推進することができる。

《根拠法令》

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第4条、第5条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条、第42条、第58条

19 地下鉄を道路の下に建設する際の敷設許可

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

鉄道事業法に基づく地下鉄建設に際しては、国土交通省の営業免許等の手続きが必要であり、道路の下に敷設する場合には、これに加えて国土交通大臣の許可等が必要とされており、各々の審査内容が異なるなど事務が煩雑になっている。

《根拠法令》

鉄道事業法第61条、鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令

20 特定建築物の建築認定、指導・助言、立入検査等

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

建築確認業務と一元的に処理することにより対応が迅速になる。また、福祉のまちづくり推進においても有効である。

総合的な視点に基づいた生活環境のバリアフリー化を進めるに当たって有効な権限である。

《根拠法令》

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第4条、第5条、第16条、同法施行令第3条（この法令各条文に基づき中核市が行うこととされている事務）

21 都市計画決定権限の包括的移譲(対象区域が市域内に限られる都市計画決定権限で未だ県に保留されているもの)

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

都市計画において市の主体性を確立するためには市が全ての都市計画決定権限を有することが必要である。

まちづくりの事業展開は地域特性と地域の実情を考慮して行われるべきであり、地域のことは地域の実情を良く知る地元自治体で計画し実行するのが基本である。

《根拠法令》

都市計画法第15条第1項、第18条、第19条、第21条、第77条、第87条の2、都市計画法施行令第9条、第10条、第12条、第13条、第14条、第14条の2、第15条

22 都市計画事業の認可後の事業地内における建築の許可

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

一般市においても実施可能な事務であり、2以上の市町村に係るものに配慮した上で、事務権限を移譲すべきである。

権限移譲により、市において全ての手続きを済ませることが可能となり、申請者にとっても大変便利となる。

《根拠法令》

都市計画法第65条、第79条、第80条第1項、第81条、第82条第1項、第87条の3、同法施行令第45条、地方自治法施行令第174条の38、第174条の49の17、第174条の49の20

23 都市計画法に基づく開発行為の許可、開発行為変更の許可、工事完了届出の受理、完了検査等、開発登録簿の調製・保管等、許可取消等の監督処分、開発区域内の土地における工事完了の公告前建築等につき支障がないと認める工事の認定、開発許可の際の建ぺい率等の制限の指定解除の許可、市街化調整区域内における開発区域外の建築等の許可、既存宅地の確認等

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

適正な土地利用誘導の観点からも当該地域の実情を良く知る市において事務執行することが望ましい。また、当該事務については、許可等の基準が政令により明示されており、10万人以上市が事務執行するに当たり支障はない。

《根拠法令》

都市計画法第29条、第30条、第34条、第35条の2、第36条、第37条、第38条、第41条、第42条、第43条、第45条、第46条、第47条、第81条、第82条、付則第4項等

24 都市計画施設の区域又は市街地再開発事業の施行区域内における建築の許可等

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

当該事務については許可の基準が政令により明示されており、市が事務執行するに当たり支障はない。

《根拠法令》

都市計画法第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第79条、第80条第1項、第81条、第82条第1項、地方自治法施行令第174条の38、第174条の49の17、第174条の49の20

25 市街地再開発事業における組合の設立及び個人施行の認可等

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

組合の設立及び個人施行の認可は市が指導・助言を行っており、権限が移譲されることにより手続きに係る時間の短縮が図られる。

中心市街地の活性化、空洞化対策として市街地再開発事業を誘導していくことは都市行政における重要な施策であり、組合の設立等は市が自主性と責任により行うことが望ましい。

《根拠法令》

都市再開発法第7条の9第1項、第7条の16第1項、第7条の20第1項、第11条第1項、第38条、第45条第4項、第51条、第56条、第72条、第112条、第113条、第114条、第115条、第116条、第117条、第118条第1項、第2項、第118条の6、第124条、第124条の2、第125条、第128条第1項

26 都市計画区域内における路外駐車場管理者からの届出、報告の受理、駐車場管理者に対する立入検査、是正命令

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

本事務は市を經由し進達を行っているが、市限りで処理できるものであり、これにより事務の効率化が図られるとともに住民の利便性の向上にも資する。

《根拠法令》

駐車場法第 12 条、第 13 条第 1 項、第 4 項、第 14 条、第 18 条第 1 項、第 19 条

27 土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可、許可に当たっての施行者に対する意見聴取等、現状回復命令、代執行

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

地域の実情をよく把握している市に権限が移譲されることにより、住民の要望に対し適切な対応が可能となるとともに、決定に当たっての処理期間の短縮が図られる。

《根拠法令》

土地区画整理法第 76 条

28 公共施行土地区画整理事業に係る事業計画に対する意見書の審査等

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

意見書については、運用上、県都市計画審議会の前に市都市計画審議会に諮っている現状から考えても、指定都市に対する権限の移譲は十分可能であり、事務手続きの簡素化、効率化が図られる。

《根拠法令》

土地区画整理法第 55 条（この法令各条文に基づき都道府県が行うこととされている事務）

29 個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業の換地計画の認可、換地計画変更の認可

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

この権限を市に移譲することにより、地域の実情に応じた対応が図られるとともに、身近なところで事務手続きが行われるため、認可までの一連の事務処理等の短縮が図られる。

《根拠法令》

土地区画整理法第 86 条第 1 項、第 97 条第 1 項、地方自治法施行令第 174 条の 39、第 174 条の 49 の 18、第 174 条の 49 の 20 の 2

30 10haを超える緑地保全地区の指定等

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

自治体が主体的なまちづくりを行う意味において、住民と密接な関係にある市に権限が移譲されるべきである。

《根拠法令》

都市緑地保全法第3条、都市計画法第15条第1項、第18条、第21条、第87条の2、都市計画法施行令第9条第1項第3号

31 近郊緑地保全区域の指定等

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

緑地保全行政が一本化され、住民の理解が得やすくなるとともに、都市緑地保全法に基づき市町村が定める「緑の基本計画」とリンクさせた政策展開が可能になる。

市街化調整区域と近郊緑地保全区域を一致させることで、都市全体の景観整備ができる。また、市街化調整区域の開発事業者も景観への配慮要請を受け入れやすくなる。

《根拠法令》

首都圏近郊緑地保全法第3条、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条

32 10haを超える風致地区内における都市計画決定、風致条例の制定、建築等の規制に関する条例の制定

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

都市計画法等の改正により、10ha未満の風致地区の都市計画決定、風致条例の設定、風致地区内における建築等の規制に係る許可については市町村が行うこととなったが、各地域の実情に応じた風致を維持・保全するためには10haを超えるものについても権限を移譲すべきである。

都市の現状や指定された地域の特性、住民の生活の実態等を加味したきめ細やかな条例制定が可能となることから、私権の制限を受けることとなる住民の理解、協力が得やすくなり、都市としても良好な風致の保全、形成が図れるようになる。

《根拠法令》

都市計画法第15条、第58条、第87条の2、同法施行令第9条、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令第2条

33 指定区間外の国道及び都道府県道の管理

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

* 指定都市並みの道路目的税財源の移譲が前提である。

《移譲の理由》

道路管理者が明確になることで、市民から出される道路の維持補修等の要望に対し迅速に対処することができ、市民サービスの向上にも資する。

この権限が移譲されることにより、国道、都道府県道上にある広告物等の不法占有物（簡易除去できるものを除く。）について、主体的に指導、撤去することができる。

《根拠法令》

道路法第12条、第13条第1項、第15条、第17条第1項、第2項

34 屋外広告物の許可、はり紙の除去

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

市民サービスの向上、市制定の景観条例との整合性を図るためには市独自の対応が必要であり、そのためには全権限の移譲が必要である。

《根拠法令》

屋外広告物法第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、地方自治法施行令第174条の40、第174条の49の19

35 農業振興地域整備基本方針の作成

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

都道府県が定める基本方針は画一的であり、自然・社会・経済的諸条件など地域の状況に応じた特色ある農業振興を図ることができない。

《根拠法令》

農業振興地域の整備に関する法律第4条第1項、第5条

36 農業振興地域の指定

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

市域内の土地利用に関しては、各地域の実情に応じたきめ細かい土地利用を図るため、総合的、一元的に行うことが重要であり、市が農業振興地域の指定を行うことにより、都市計画部門との密接な調整が可能となり、農業振興とともに総合的な都市づくりが可能となる。

都道府県は広域的な観点からの調整を行うこととすればよい。

《根拠法令》

農業振興地域の整備に関する法律第6条、第7条

37 一定規模以下の農地の転用許可権限及び農地等の転用のための権利移動の許可

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

農地転用については申請から許可までに長期間を要しているが、市町村への事務移譲によりその短縮が図られる。

農地転用については市町村農業委員会が許可申請内容を検討の上、意見書を添付して都道府県知事へ進達しているが、大半の事例において、許可の可否が当該意見書により決定されている。

都道府県は複数の市町村にまたがる案件など、広域にわたるものについて調整を行うこととすればよい。

《根拠法令》

農地法第4条、第5条

38 農用地区域内における開発行為の許可

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

都道府県で定める画一的な基本方針や農業振興地域の指定では、地域の状況に応じた特色ある農業振興は難しい。

この権限が移譲されることにより、農用地区域内の開発行為について主体的な判断が可能となり、農業者のニーズや地域の実態に応じた迅速な対応が可能となり、総合的な都市づくりができる。

《根拠法令》

農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 15、第 15 条の 16、第 15 条の 17

39 高圧ガスに関する規制

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

指定都市の市域内において、高圧ガス事業者への製造、販売・貯蔵の許可・取消しは高圧ガス保安法に基づき知事が行っているが、事業所への立入検査は消防法に基づき消防署長が行っており、明らかに二重行政となっている。効率的で統一性のある指導を行うため、都道府県の権限を移譲すべきである。なお、高圧ガス保安法による規制と消防法による規制の一本化を検討すべきである。

《根拠法令》

高圧ガス保安法第 5 条、第 9 条、第 62 条、消防法第 4 条

40 商店街整備計画の認定等

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

商店街の振興を一体的に図ることができる。

商店街、共同店舗は市民生活に密着したものであり、地域社会に果たす役割も重要なものとなっていることから権限の移譲が必要である。

《根拠法令》

中小小売商業振興法第 4 条、第 15 条、同法施行令第 11 条

41 商工会議所、商工会の設立許可・指導監督等

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

* 商工会議所の設立認可は国、商工会の設立許可は都道府県

《移譲の理由》

商工会議所、商工会の地域は行政区と一体的なものであり、これら設立認可、指導監督等を行うことで基本的な商工政策と地域団体としての特性を活かした一体的な事業の展開を図ることが可能となる。

《根拠法令》

商工会議所法第 27 条、第 57 条、第 58 条、第 59 条、第 84 条、商工会法第 23 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条、第 60 条、商工会法第 60 条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令

42 流通業務施設の整備に関する基本方針の策定

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

流通業務施設の整備は、都市の重要な経済政策のひとつであるとともに、都市機能の維持・向上を図るための都市政策でもあることから、都市の主体的な判断に任せることにより、各都市の政策が一体となって取り組めるものとなる。

《根拠法令》

流通業務市街地の整備に関する法律第3条の2

43 環境影響評価制度における事業者等への意見提出

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

地域の特性や実情を把握している市が直接事業者に意見を述べることで、市民生活に多大な影響を与える事業について、市の意見を十分に反映させることが可能になる。

《根拠法令》

環境影響評価法第10条、第20条第1項

44 防衛庁長官への自衛隊の災害派遣要請

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

被災状況、被災現場などを詳細に把握している市の災害対策本部が直接自衛隊に災害の派遣要請を行うことにより、市の災害対策本部との密接な連絡調整が可能となり、的確かつ円滑な救出・救助作業や救援活動につながる。

《根拠法令》

災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項、第 2 項、自衛隊法第 83 条第 1 項、第 2 項

45 災害救助法による応急救助に係る権限

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

災害救助法に基づく応急救助は都道府県知事の権限とされており、このうち一部の事務が市町村に移譲されているが、法目的の効果的な達成のためには、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を市町村が行うよりも、住民に最も身近な市町村が直接、応急救助を行うことが望ましい。

《根拠法令》

災害救助法第 2 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 30 条、第 32 条

46 市域内にのみ販売所を持つ液化石油ガス販売事業の登録、貯蔵施設等の設置の許可等

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

指定都市では同一施設に対し類似した業務を行っている実績があり、事務を移譲することにより行政全体として効率的な執行が可能となる。

指定都市においては、建築職、機械職、電気職及び化学職が多く、臨機に応じた体制を組むことができるなど受入条件は整っている。

《根拠法令》

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条、第8条、第25条、第26条、第36条、第37条の2、第82条、第83条、

47 特定化学物質の排出量・移動量の届出の経由、意見提出、公表等

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

市内の化学物質排出状況を直接把握し、市独自の化学物質対策を推進していく必要があるため。

《根拠法令》

特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律第5条第3項、第6条第3項、第7条、第8条、第13条（この法令各条文に基づき都道府県が行うこととされている事務）

48 適正計量管理事業所の指定

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

適正計量管理事業所の指定は、国の事業所に関わるものを除き都道府県知事に指定権限がある。しかしながら、指定に際しては、事業所から提出された書類の審査や現地検査での検査書の作成など実質的な事務を行っているのは特定市であり、二重行政の排除による効率的で一貫した計量行政を確立するためには、指定権限が移譲されることが望ましい。

《根拠法令》

計量法第127条、同法施行令第41条

49 公共の場所における動物の死体等の収容

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

動物の死体処理は県の事務であるにも関わらず実態は市民からの通報に基づき市が処理しており、法律と実態がかけ離れている。

動物の死体等の収容に迅速に対応するためには、市へ移譲されることが望ましい。

《根拠法令》

動物の愛護及び管理に関する法律第18条、第19条（死体の処理のみに係るもの）

50 町の新設、廃止、名称の変更に係る告示

国	都道府県	指定都市	中核市	特例市	10万以上市	10万未満市
---	------	------	-----	-----	--------	--------

《移譲の理由》

条例による事務処理の特例により、既に県から権限が移譲されており、これに伴い従前の県との事前協議がなくなったことから、事務処理の迅速化が図られている。

現状として町の新設、名称変更について事例数は少ないが、今後、市町村合併等を経て地域の行政区画の変更等が増えてくることが想定されることから、市町村への権限移譲が図られるべきである。

《根拠法令》

地方自治法第260条

市町村から国等への事務の移管

1 高速自動車国道のジャンクション、インターチェンジにおける関連道路の管理

移管先：国（日本道路公団）

《移管の理由》

高速自動車国道と一般道路との連絡を行うジャンクション、インターチェンジの一部をなしている関連道路については、高速自動車国道、或いは国道として管理することが適当である。

《根拠法令》

道路法第 3 条の 2、第 5 条、第 8 条、建設省道路局通達（平成 6 年 9 月 20 日、平成 7 年 12 月 13 日付）

2 国有農地の売渡し、貸付及びそれに伴う農地対価等の徴収事務

移管先：国

《移管の理由》

国有農地の売却事例はほとんど無く、30 年賦での農地対価（売却代金）及び貸付地の使用料の実際の納入は市内の金融機関で行われていることから、これらの徴収事務については市町村を経由する必然性がなく、事務の簡素化の観点からも売却、徴収、貸付等の一連の事務については国の事務とすることが適当である。

《根拠法令》

農地法第 78 条、農地対価等徴収令第 13 条

3 漂流物及び沈没品に係る事務全般

移管先：都道府県（警察）

《移管の理由》

遺失物については警察が所有しており、海域や河川において漂流しているものを市町村の所管とするのは二重の窓口となり、また、

市民への周知徹底もなされていない現状を考慮すると、警察に一本化することが適当である。

漂流物については漂流の範囲が広範であるため、市町村が行う公告の範囲には限りがある。また、遺失物は拾得者が警察署に届け出すことにより、遺失者がどこの警察署に遺失した旨を申し出ても警察署間の連携により拾得の状況を確認することができるが、市町村において同様の連携を図ることは困難である。

《根拠法令》

水難救護法第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条

関与の見直し

1 市立高等学校の設置等に関する知事の認可制の廃止

関係省庁等：都道府県

《見直しの理由》

法令上、市立高等学校の設置及び廃止並びに学科の設置及び廃止については、県教育委員会の認可が必要であるが、市が市民や時代のニーズに即応した特色のある高校づくりを自らの責任において迅速に行うに当たり、現行制度が大きな支障となっている。

《根拠法令》

学校教育法第 4 条、学校教育法施行令第 23 条、

2 教育課程編成に関する指導・助言の廃止

関係省庁等：都道府県

《見直しの理由》

都道府県教育委員会と市教育委員会の二重行政の弊を廃し、学校の自主性を生かした地域の実態に応じた特色のある学校づくりを支援するため。

《根拠法令》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条、第 48 条

3 教科用図書採択に関する都道府県教育委員会の指定都市教育委員会への指導・助言の廃止

関係省庁等：都道府県

《見直しの理由》

学校や児童生徒、市民の実情に即した教科用図書の採択を行うためには、都道府県による関与を廃止すべきである。

《根拠法令》

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条、第16条第2項

4 都市計画決定における同意を要する協議の廃止

関係省庁等：都道府県

《見直しの理由》

市の都市計画決定については、あらかじめ県と協議し、同意を得ることとされているが、現状は計画案の縦覧前に一度協議を行い、都市計画審議会終了後に改めて同意請求を行っており、従来の承認申請の手続きとほとんど変わっていない状況である。市決定の案件についてこのような同意の手続きを行う限り、完全な権限移譲となり得ないため、同意をなくし、報告とする。なお、都道府県は、広域的な観点からの調整を行うこととすればよい。

《根拠法令》

都市計画法第19条第3項

5 市決定の路線に係る都市計画事業の施行・変更等における知事の認可の廃止

関係省庁等：都道府県

* 政令指定都市についてのみ

《見直しの理由》

政令市にあっては、県知事決定は国道、自動車専用道路のみであり、その他の街路は市決定である。事業着手に当たって、現行の市決定の路線について知事の認可を要件とする合理性は薄いと考えられる。また、事務の簡素化、効率化が図られ、市民ニーズへ迅速な対応が可能になる。

《根拠法令》

都市計画法第59条、第60条、第63条

6 特別用途地区の用途制限等の緩和に係る大臣承認の廃止

関係省庁等：国土交通省

《見直しの理由》

特別用途地区内においては、地方公共団体はその地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、条例で制限を緩和することができるが、国土交通大臣の承認を得ることとなっていることから、地域の実情に応じた対応ができない。

《根拠法令》

建築基準法第 49 条第 2 項

7 公営住宅の法定建替えによる用途廃止についての地方整備局長の承認制度の廃止

関係省庁等：国土交通省

《見直しの理由》

公営住宅法施行規則の一部改正により、従来国土交通大臣により承認されていたものが地方整備局長に委任されたものの、依然として国の承認が必要とされており、加えて、地方整備局長の承認もかなりの日数を要する。また、公営住宅については、計画的な整備、建替えや既存の住宅の有効活用が求められているが、国に権限が留保されているため、事業の円滑かつ迅速な推進の支障となる。

《根拠法令》

公営住宅法第 37 条、第 44 条第 3 項、公営住宅法施行規則第 25 条第 1 項第 2 号

8 道路法等によらない道路の築造基準の緩和に関する大臣承認の廃止

関係省庁等：国土交通省

《見直しの理由》

建築基準法による道路基準が地域の実情に合致しない場合があり、その場合の基準の緩和に関する大臣承認に時間を要するため。

《根拠法令》

建築基準法施行令第 144 条の 4

その他

1 埋蔵文化財包蔵地域における開発を行う事業者に対し、発掘調査の費用負担を求めるに当たっての法令上の明示

《明示の理由》

平成 12 年 4 月より開発事業者に対する記録保存のための発掘調査の指示権限が指定都市に移譲されたが、発掘調査の費用負担についての規定が文化財保護法に明記されておらず、事業者に原因者負担を求める際に支障を来している。

《根拠法令》

文化財保護法（現在規定なし）

2 水難救護の実態に応じた法律の見直し

《見直しの理由》

水難救護法では、「遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知したる市町村長これを行う」となっているが、実際、海難事故が発生した場合、第一義的に海上保安庁が救助活動を実施しており、市町村は要請に応じて協力をしている。従って、海難事故の救助は国が行い、市町村はこれに協力することとし、また、内水面で発生した事故は市町村が行うというように実態に応じて法律改正をすべきである。

《根拠法令》

水難救護法第 1 条、海上保安庁法第 2 条